

令和 2 年 3 月 5 日  
東 北 厚 生 局

## 元保険医療機関への対応及び保険医の登録の取消について

令和 2 年 3 月 3 日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」について建議及び「保険医の登録の取消」について答申がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 内容

##### (1) 元保険医療機関の指定の取消相当

名 称	上島歯科医院
所 在 地	岩手県盛岡市青山二丁目 16 番 23 号
開 設 者 名	上島 頼子
取消相当年月日	令和 2 年 3 月 5 日

(注) 当該保険医療機関は平成 30 年 11 月 12 日付けで廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。

「取消相当」とは、取消の行政処分を行う前に、保険医療機関が廃止届等を提出している場合は、保険医療機関の指定の取消の行政処分が行えないため、地方社会保険医療協議会から「取消相当」との建議を受け、「取消」と同様に一定期間は再指定を認めない取扱いとするものです。

##### (2) 保険医の登録の取消

氏 名	上島 秀一 (71 歳)
取 消 年 月 日	令和 2 年 3 月 5 日
根拠となる法律	健康保険法第 81 条第 1 号及び第 3 号

#### 2. 監査を行うに至った経緯

(1) 平成 30 年 1 月 17 日、保険者より東北厚生局岩手事務所に、「組合員のレセプトを点検したところ、歯冠補綴物を製作・装着した歯に対しクラウン・ブリッジ維持管理料を算定後、当該維持管理期間となる 2 年間を経過した直後に再び同一部位に対して歯冠補綴物を製作・装着したものとして保険請求している。

また、同様の請求は同一患者に対し複数回行われている。」との情報提供があった。

(2) 平成30年6月14日、個別指導を実施したところ、上島秀一歯科医師本人の診療にかかる保険請求分は全て自己診療であり、その半分は架空請求であるとの発言があり、また、歯科技工納品書のない請求及び歯科技工納品書と異なる請求が複数認められたことから個別指導を中断した。

(3) 平成30年8月2日、個別指導を再開したところ、上島秀一歯科医師から保険請求している前装金属冠や有床義歯等で歯科技工納品書がないものは、実際には製作・装着していないとの発言があったため、個別指導を再度中断した。

(4) 以上により、上島秀一歯科医師が不正請求を認めたことから個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、平成30年11月28日から令和元年6月27日まで計14日間の監査を実施した。

### 3. 取消相当及び取消処分的主要理由

○ 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)

例：実際には行っていない基本診療料、医学管理等、検査、画像診断、投薬、リハビリテーション、処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴の費用を請求していた。

○ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

例：実際に行った診療に行っていない基本診療料、医学管理等、検査、画像診断、投薬、リハビリテーション、処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴の費用を請求していた。

○ 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)

例：充填を全部金属冠又はレジン前装金属冠の製作・装着として請求していた。  
有床義歯の修理を有床義歯の製作・装着として請求していた。

○ 保険診療と認められない自己診療を、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

- 実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- クラウン・ブリッジ維持管理期間中の歯科技工物を再製作・装着したにもかかわらず、別の部位に新たに有床義歯を製作・装着したとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

#### 4. 診療報酬の不正及び不当請求額

監査において判明した不正・不当請求額（社保・国保・高齢者医療の合計）

・不正請求額	11名分	269件	7,278,899円
・不当請求額	6名分	139件	242,434円
	17名分	408件	7,521,333円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

#### 5. 再指定等の取扱

原則として、指定の取消相当の日及び登録の取消の日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。